

令和2年度第11回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川	恵
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (2名)

委員	7番	建部憲二	委員	17番	砂川重雄
----	----	------	----	-----	------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	62号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	63号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	64号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	65号	非農地証明について
議案第	66号	利用状況調査による非農地判断について
議案第	67号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	68号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 西村(会)

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第11回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在22名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、13番 山田準二委員、14番 福安委員を指名します。では、議事に入ります。議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第62号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号45番につきましては、用瀬町鷹狩地内の田1筆、2,182㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は78アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
安 東 委 員	<p>現地確認としましては、2月3日、推進委員2名と事務局2名の合計5名で行いました。譲渡人は、高齢であり家で1人生活されております。そうすると、耕作ができないということで、これまでは農地を貸しておられたのですけれども、出来れば売りたいということで話をしておった訳ですけれども、推進委員でもある譲受人がもらわせてもらいたいということで話をしました。譲渡人は、譲受人はすぐ近くの人であるし、それはありがたいなということでした。譲受人の方はというと、現状、水稻・畑等で7反5畝ぐらい耕作をしておられます。今、1人なのですけれども、トラクターも16馬力を1台所有されておられまして、それ以外の田植機等は近く（の人）に委託をされているということで稲作を継続しておられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号45番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>整理番号46番については、議案第64号の【一時転用】整理番号3番と関連していますので、飛ばして5条の方で一括して審議します。</p> <p>続きまして、整理番号47番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号47番につきましては、気高町重高地内の畑1筆、2,956㎡を贈与により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は178アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
柳 田 委 員	<p>2月2日に事務局と推進委員2名と私の4名で確認いたしました。譲受人の自宅に訪問させてもらって、いろいろ状況を確認させてもらっていたのですが、譲渡人と譲受人は親子です。（譲受人の）息子さんは、既に10年くらい農業をやっています。もちろん、会社員と兼業ですが、その辺は問題ないと思います。それと気になるところが、農機具のところなのですが、トラクターとコンバインがあるのですが、田植機がなかったので、確認しました。この地域には農業団体があって田植機はそちらの方にやってもらっているので田植機は持ってませんという返事でした。その後、現地を確認したのですが、全く問題ありませんでした。米を作った後もありましたし、荒れているような状況ありませんでしたし、（申請地の）周り全体そういう状況なので多分荒らすようなこともありません。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号47番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号48番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号48番につきましては、美和地内及び古郡家地内の田3筆、畑1筆、合計4,877㎡を売買により所有権移転するものです。</p>

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から3km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、
申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は220アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、
申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

下田委員 2月3日に事務局と担当推進委員と次の整理番号49の関係で、国府担当の農業委員と推進委員の5名と譲受人と共に現地確認しました。現況は美和の1筆は田んぼ、もう1筆は樹園地になっておりまして、イチジク、梅が植えてありました。古郡家の1筆は、同じく樹園地でイチジクとミカンが既に植わっておりますし、それから野菜も作ってありました。もう1筆は水田ということでございます。規模拡大による購入であり、農業の取り組みについて情熱と意欲を感じました。こういう農地については、今後も永続して農業に取り組みされると思います。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号48番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号49番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号49番につきましては、国府町国分寺地内の田1筆、1,971㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、
譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から3km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、
申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。

	<p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は191アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
福田克委員	<p>この件につきましては、先ほどの整理番号48番と譲受人が同じで、2月3日に現地確認しました。先ほども言われましたが、譲受人は非常に意欲を持っておられまして、農機具等も1式保有しておられます。国府町の楠城の方でご主人が水田を作っておられますので、水田用の農機具も1式あります。</p> <p>申請地につきましても、自宅から10分程度のところであり、通作も問題ないと思われまます。過去に違反転用等ありません。申請地は現在も水田として利用されており、今後も水田として利用されると思いまます。周辺地域における農業上の総合的な利用の確保に支障が生じないと思いまます。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しまます。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
柳 田 委 員	<p>さっきのところと兼ねるのだけども、譲受人は、旦那さんも農業をやっているのに、なんで奥さんなのかという疑問が一つ。それから、かなりバラバラになりましたね。土地的には、この辺はどういう考え方をしているのですか。</p>
福田克委員	<p>ご主人がおられるのですが、ちょっと体を悪くされておられまして、本来はご主人の名義で（申請）したかったが、自分の名義ですと言われておられました。あと、息子さんが3人おられまして、息子さんも手伝われるので、問題はないと。</p> <p>バラバラにあります、美和とか古郡家とか、これも場所を見ましたら、そんなに離れているわけではなくて、出来ると、譲受人から果樹も剪定し、引き継いで自分なりにやっていきたいというふうなことでした。それから国分寺にある水田につきましても、息子もおりますし、出来るということで農業に対してすごく意欲を感じましたので、自宅からどちらも10分程度の距離なので問題ないと判断しまました。</p>
柳 田 委 員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号49番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めまます。よって、本案は原案のとおり可決しまました。</p> <p>続きまして整理番号50番を審議しまます。事務局の説明を求めまます。</p>
事 務 局	<p>整理番号50番につきましては、鹿野町水谷地内及び鹿野町鹿野地内の田10筆、合計13、418㎡を贈与により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しまます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。ま</p>

た、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は584アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当委員が急遽欠席となっておりますので、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 砂川委員より連絡がありましたので、代理で事務局より報告させていただきます。現地確認等された結果、特に問題がないということで報告を受けておりまして、譲受人は、(貸借をして) 今まで申請地の方を耕作されておりまして、引き続き耕作するため買われるということで問題ないと思います。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号50番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号51番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号51番につきましては、国府町神垣地内の田1筆、427㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から18km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は62アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

	以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
山田準委員	<p>譲受人ですけれども、会社勤めをされておられまして、住所が美萩野にあります。ですけど、たまたまこういう格好になっておりますが、勤めをやるために、より現場に近い所で住所を持ちたいということで、最近、動かれたみたいです。譲渡人も勤め人ですが、実は該当の農地ですが、圃場整備をしてある水田で、現在は、譲受人が賃貸をして借りて作っておられる田んぼになります。そういう格好でありますので、譲渡人も農業をなかなかやっていたいので、譲りたいと同じ1枚みたいな田んぼのところですので、譲受人に買っていただくという格好です。</p> <p>2月7日の日に確認しました。譲受人とのお父さんと二人でやっておられるということですので、現状の耕作と変わらないことになります。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号51番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号52番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号52番につきましては、金沢地内の田1筆、1,619㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から2.2km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は89アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	<p>2月3日に事務局と担当推進委員の3人で、金沢の現地で譲受人と会いました。現地の水田の持ち主の方は高齢で農業が何年もできなくて、手放したいと思っていたところ、今回の話がまとまって購入となりました。何年も貸して耕してもらっている土地でございました。譲受人は、船岡で自営業をやっている方でした。給排水業も自営で農業と兼業でや</p>

っておられました。田んぼも 6.7 反ほど持っておられまして、水稻や野菜を作付けておられました。

親せきが吉岡温泉に嫁いできておられまして、その人の紹介で買おうかなと、規模拡大しようかなと言っておられました。現地に金沢の水田から、山陰道を通って鳥取道を通って河原インター線を通って行きましたが、私の時計で 23 分かかりました。家は船岡のインターのすぐそばです。金沢の水田もインターのすぐそばのところでございます。譲受人について、役場とか船岡の推進委員さんにどんなものか聞いたけども、そんなに特別なことをしておられず普通の農家でした。自営業者です。耕作放棄地等はなかったです。田んぼも実際に確認してまいりました。水田には、「ひとめぼれ」を作付けていますので、それと合わせてちゃんと作れますと言われていました。申請地は、担当推進委員の田んぼもすぐそばにあり、分からないことがあれば、実行組合とすぐ相談に乗りますよというように話で、その辺も問題はないかなと判断いたしました。

それから問題は、トラクター、コンバイン、田植え機等が自宅に置いてあるのを確認しました。機械は揃っていましたが、どうするのだと聞いたところ、持って行くのだと言っておられました。奥さんと二人でやっていくと。一番、ネックになるのは、遠いことなのですけど、持っていくと言われたら、嫌と言える状況でないので、農地を適切に管理してもらえると判断いたしました。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号 52 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号 53 番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 53 番につきましては、竹生地内の田 2 筆 2, 853 m²、畑 1 筆 103 m²、合計 2, 956 m²を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から 2 km 以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 81 アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。

なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号 (農地所有適格法人要件)、同第 3 号 (信託の引受けの禁止) 及び同第 6 号 (転貸または質入れの禁止) には該当しません。
以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。
議案の当事者であります、上田委員には退席を求めます。

		(上田委員 退席)
依藤委員		2月3日に推進委員と譲受人の上田委員と現地確認いたしました。この申請地は、以前他の方が作っておられて、その方がもう作らない、やめるという話があって、作り手がいなくなって荒廃農地になるということで、上田委員がそうであれば自分で買ってやっというふうな思いで今回申請されました。 農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号53番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局		議案第63号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号15番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、青谷町養郷地内の田1筆、1,068㎡のうち192.90㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員		2月1日、担当推進委員及び事務局、申請人と現地確認しました。現在の住宅は高いところにあり、高齢ということもあり、平地に住宅を建築するというものです。隣接耕作者の同意が得られておりますし、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号64番ですが、議案第62号の整理番号46番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局		議案第62号整理番号46番の農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 営農型発電設備とは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切

	<p>に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備となります。</p> <p>また、地上権については、地下又は空間に上下の範囲を定めて、工作物を所有するために設定する権利が区分地上権となります。</p> <p>この区分地上権等の設定等の許可基準は、農地法第3条第2項ただし書において第2項各号の要件は必要ありませんが、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、賃借人等権利者の同意を得ている場合に限り許可するものとされています。</p> <p>その他、申請書等に記載された内容には、特に問題が見受けられませんでした。</p> <p>以上で議案第62号整理番号46番の説明を終わります。</p> <p>議案第64号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号3番（一時転用）につきましては、営農型太陽光発電設備を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、福部町湯山、福部町海土地内の畑3筆、全体面積11,467㎡のうち80.41㎡です。農地区分は、農用地区域内農地に該当し、許可根拠は、一時転用です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	2月5日に、担当推進委員及び譲受人と現地で聞き取りを行いました。申請地は、もうすでに許可になっている案件です。今回で3回目の申請となります。前回と同様で申請内容に変更はなく、太陽光発電設備の下で、サカキ、ヒサカキを栽培しております。営農の適切な継続が確実と思われまして、チェックシートに従って何ら問題はございません。周辺農地に影響はありませんので、再許可することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
柳田委員	この申請は、なぜ3年ごとの更新になっているんですか。
事務局	お手元にお配りした資料をご覧ください。一時転用ということで3年間の許可。その後は3年ごとに申請して許可を受けていただき、3年ごとの延長というものです。
上田委員	撤去費用を積み立てるとかきちんと確認しないといけないのではないかと。
事務局	撤去費用についてですが、今回、申請していただいた時に、撤去費用の見積書をつけていただいておりますし、その金額に見合う通帳残高のコピーで確認しておりますので、今回の3年間は問題ないと判断いたします。
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号3番（一時転用）について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号46番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>整理番号46番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、気高町新町一丁目地内の畑1筆、440㎡です。農地区分は、第3種農地、土地区画整理事業施行区域に該当します。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画</p>

	<p>であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
中 村 委 員	<p>2月1日に、担当推進委員及び事務局と現地確認しました。申請地は宅地化が進んでいる所であります。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号46番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号47番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号47番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、気高町新町一丁目地内の畑1筆、383㎡です。農地区分は、第3種農地、土地区画整理事業施行区域に該当します。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
中 村 委 員	<p>2月1日に、担当推進委員及び事務局と現地確認しました。申請地の隣地は、畑ではありますが、ブロックを積んで農地に影響がないようにするという事です。隣接耕作者からの同意も得られておりますし、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号47番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号48番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号48番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、用瀬町別府地内の田1筆、557㎡のうち381.30㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。</p>

	<p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
安 東 委 員	<p>申請地の隣接には農地がなく、申請地内は以前に転用の許可が出ており、駐車場と倉庫になっており、残りの部分を住宅へ転用するというものです。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号48番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 では議案第65号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第65号非農地証明について説明します。 整理番号157番の申請地は、国府町麻生地内の田1筆、4.45㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
福 田 克 委 員	<p>2月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、昭和の時代から市道の一部として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号157番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号158番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号158番の申請地は、伏野地内の畑1筆、363㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川 上 委 員	<p>2月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は末恒駅から約10</p>

		0 m離れたところに位置し、市道、水路および宅地に隣接しており、申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号158番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号159番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号159番の申請地は、布勢地内の畑1筆、14㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員		2月9日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号159番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号160番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号160番の申請地は、白兔地内の畑1筆、386㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員		2月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請人を含めた相続関係者は県外在住で、申請地は堤の上側に位置しており、申請地の現況は、雑木・竹が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号160番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号161番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号161番の申請地は、古海地内の田3筆、畑2筆、合計1,567㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
依 藤 委 員	2月9日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、隣接地と一体的に駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号161番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号162番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号162番の申請地は、用瀬町赤波地内の田1筆、105㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
安 東 委 員	2月3日に申請人、担当推進委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地には土地所有者ではない別の方が居住しており、申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
上 田 委 員	昭和30年頃に住宅が建築され、非農地証明の議案に挙がっているということは当時、農地法の許可を取られていないと推測されますが、なぜこのタイミングで非農地証明申請書が提出されたのでしょうか。
事 務 局	推測にはなりますが、土地所有者が居住者に土地を譲るといってお話であれば、農地である以上は農業委員会の許可書または証明書が無い状況では法務局で名義変更できませんので、そのための非農地証明申請ではないかと考えられます。
竹 森 委 員	相続では相続関係者以外の第三者は土地を取得できないこともありますし、利用状況に合わせた地目変更は適切な手続きであると考えます。
依 藤 委 員	農地で建築行為等を行うときは、農地法に基づく手続きを必須とすべきではないのか。
事 務 局	建築基準法等を所管する担当部局では、農地で建築行為等を行う際には、農地法に基づ

く手続きが必要なことを周知していただいておりますし、今後は本件のような事例は未然に防ぐことができると考えております。

議 長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号162番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
では議案第66号「利用状況調査による非農地判断について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第66号利用状況調査による非農地判断について説明します。
農地法第30条第1項の規定による利用状況調査において、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」及び「農地法の運用について」に基づき、再生利用が困難と見込まれる農地と判断した土地について、同法第2条第1項の農地に該当しないことについて決定を求めます。区域別、地目別面積は次のとおりです。

旧市田	5筆	426.47㎡	畑	6筆	2,287.62㎡	計	11筆	2,714.09㎡	
邑美田	13筆	23,596.00㎡	畑	2筆	265.00㎡	計	15筆	23,861.00㎡	
せんたい田	1筆	1,428.00㎡	畑	46筆	5,689.00㎡	計	47筆	7,117.00㎡	
高草田	11筆	4,647.43㎡	畑	26筆	5,671.00㎡	計	37筆	10,318.43㎡	
湖南田	59筆	20,709.00㎡	畑	206筆	49,126.25㎡	計	265筆	69,835.25㎡	
湖東田	18筆	9,265.00㎡	畑	43筆	8,412.00㎡	計	61筆	17,677.00㎡	
国府田	285筆	151,802.50㎡	畑	848筆	213,270.13㎡	計	1,133筆	365,072.63㎡	
福部田	55筆	27,289.30㎡	畑	306筆	64,781.45㎡	計	361筆	92,070.75㎡	
河原田	175筆	55,702.21㎡	畑	1,188筆	376,267.00㎡	計	1,363筆	431,969.21㎡	
用瀬田	76筆	19,666.24㎡	畑	488筆	94,511.35㎡	計	564筆	114,177.59㎡	
佐治田	2筆	587.00㎡	畑	4筆	3,474.00㎡	計	6筆	4,061.00㎡	
気高田	68筆	23,828.30㎡	畑	429筆	89,090.87㎡	計	497筆	112,919.17㎡	
鹿野田	396筆	180,712.23㎡	畑	629筆	147,928.73㎡	計	1,025筆	328,640.96㎡	
青谷田	218筆	125,941.33㎡	畑	1,202筆	381,766.62㎡	計	1,420筆	507,707.95㎡	
計	田	1,382筆	645,601.01㎡	畑	5,423筆	1,442,541.02㎡	計	6,805筆	2,088,142.03㎡

です。

これは、農地パトロールでB分類と判定した農地で、再生利用が困難な山林原野となっております。なお、筆別一覧については別紙のとおりです。

以上で説明を終わります。

議 長

では、質疑・意見はございませんか。

柳 田 委 員

本件の議決を経たうえで、土地権利者に対して通知し、地目変更登記は土地権利者自身で行うことになるので、参考までに申しますと、鳥取地方法務局で地目変更登記の申請を行うことに対する費用は発生しないようです。

藏 内 委 員

地目変更登記の申請手続きを代行できるのは、土地家屋調査士のみにになります。

上 田 委 員

何十年も前から耕作放棄され、農地として利用されていた形跡が確認できないような土地は、非農地として扱うべきだと思います。

竹 森 委 員

本件の議決を経たうえで、土地権利者に対して通知することになるが、土地権利者より異議申出があった場合はどうするのか。

事 務 局

土地権利者より異議申出があった場合は、現地確認を行うなど改めて確認する必要があると考えております。

柳田委員	本件の議決を経たことによって、固定資産税の課税地目および課税金額が変更されることも想定されるが、どのように対応するのか。
事務局	本件に限ったことと言えば、既に固定資産税の課税地目が山林原野になっているものを選定していますので、本件の議決を経たことによって、固定資産税の課税地目が変更されることはないと考えております。ただし、今後は農地パトロールでB分類と判定した農地であっても、固定資産税の課税地目は田畑のままになっている土地もあるので、固定資産税の課税地目および課税金額が変更になると思われませんが、詳細については担当部局に確認していただくことになります。
依藤委員	土地権利者からの異議申出は、随時受け付けるのか。
事務局	期限は設けようと思いますが、異議申出は随時受付するように考えております。
山田準委員	土地権利者への通知書はいつ頃発送する予定なのか。
事務局	現在、送付先の最終確認に時間を要しておりますが、近日中には発送できるよう準備を進めております。
山田準委員	鳥取市農業委員会の新しい取り組みですので、慎重に作業を進めていただきたいと思います。
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第67号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第67号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和3年2月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規34件、更新82件、合計116件で、面積は、田374,508㎡、畑39,567㎡、その他1,120㎡、合計415,195㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権65件、使用貸借による権利51件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第68号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第68号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。

これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画（案）について、農業委員会の意見を聴くものです。

今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田204, 230.34㎡、畑3, 195㎡、その他0㎡。権利種別の内訳は、賃借権38件、使用貸借による権利144件となっています。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議 長 その他報告事項につきまして、事務局ありますか。
(特になし)

議 長 それでは、その他の案件に移ります。
まず、「鳥取市農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想（案）」について事前に事務局まで御意見、御質問をいただきました。この件について、農政企画課担い手育成係より説明に来ていますのでよろしくをお願いします。

説明員 よろしくをお願いします。
それでは、皆さまからいただいた「鳥取市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに関する意見」について回答をさせていただきます。御手元の資料をご覧ください。

まず、「平成30年の法改正で、相続未登記の農地について、中間管理機構に貸付ける制度が創設されている。農地パトをして、放棄地には相続未登記が多い。この制度の普及推進が必要と思う。また、農地の相続未登記の解消の推進対策が必要となっている。」については、「その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項(1)農用地の利用度の向上、の項目中、「本市は、不作付地や相続未登記農地等の低未利用農地の利用度の向上を図るため、農業委員会、担い手育成機構、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。」と修正します。

次に、第5のアの部分、「平坦部においては、ほ場区画の大型化による高性能な生産基盤条件を生かすため、担い手農業者が連坦的な条件下で・・・」の意味がよくわからない。平坦地では、区画整理が終わっていても古い2、3反区画が多く、近代的な大型機械に対応しているとは言えない。一歩進めて、連坦農地の畦を撤去して、1丁区画の大区画整理事業を進めていく必要がある」のご質問に対しては、「平坦部においては、圃場区画の大型化を推進するとともに、担い手農業者が連坦した農地で効率的な生産が行えるよう、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。」と修正します。

次に、「10年後には戦後生まれの団塊世代が80歳を超え、農業生産が体力的に厳しくなります。このため、農家戸数の減少は過去10年よりも高くなると考えられます。しかし、兼業農家の大半は担い手がいないのが実情です。このままでは鳥取市の農業縮小均衡生産拡大は望めません。この状況を少しでも改善するには、若い就農者を増やし将来に繋げていくことが必要と考えます。案では年間目標を新規就農者2名、法人への雇用就農を含めて4名としています。私は、それぞれ倍の4名と8名に引き上げるべきと考えます。なぜなら、若い世代が農業就農しないと将来の夢は縮小すると考えられるからです。このためには、若い人が農業をしたい、やってみたいと思う鳥取市独自の魅力的な施策を考える必要があります。」といった御質問に対して、「既に策定済みの、鳥取市農業振興プランの認定新規就農者数と合わせ、年間6人程度（法人雇用を含む）」に修正します。

次に、「中心経営体への農地の集約や集落営農組織の育成は重要だが、現在鳥取市の農業を担っているのは兼業農家や高齢者であり、ベースとなる個々の農家が意欲をもって少しでも長く営農を継続し、後継者に引き継いでいく方策が重要である。基盤強化の方策として、集約化や組織化だけでなく、いわば車の両輪として、個々の農家や農家集落の維持継続の観点が必要。」といった御意見に対しては、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項の項目に「これらの対策を講じることで担い手への農地集積や大規模経営化を進めつつ、あわせて本市の農業や農村を支えている中小農業者の生産基盤の強化を図る。」の文言を追加します。

次に、「青年等の育成(2)イの3ページ9行目以下にある年間総労働時間と農業所得について、単なる目標にとどめず、それを達成するため①鳥取市、関係団体は何を行うのか、②経営体や青年等には何を求めるのかといった具体的な方策に踏み込むべきではないか。」の御意見については、P3の(3)、P16に具体的な本市の取組及び県、担い手育成機構、JA等の関係機関によるサポート体制など、新規就農者の支援について記載していますのでご参照ください。

次に、「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標について、別記1の類型ごとの指標のうち生産規模や目標生産量に対する家族労働力の数値は妥当なものとなっているだろうか。この人数で年間総労働時間1800時間は達成可能か。仮に、年間総労働時間の達成が可能であっても、農繁期の労働時間は過大なものになっていないだろうか。臨時雇用を確保するとしても高齢化の進行により、必要な人員確保が年々困難になっていくのではないか。また、主な資本装備については、これを経営体ごとに保有するには、特に新規参入時に相当の経費が必要になると思われる。経営体はこれらの資本の調達をどのように行えばよいのだろうか。また行政や関係団体はどのようなフォローを行うのかについても踏み込むべきではないか。」の御意見については、経営の手引き等により、生産規模や目標生産量、年間総労働時間などを目標として記載しているものであり、健全な農業経営を行うモデルの目安としては妥当であると考えています。また、新規就農者や新規参入者については、初期投資が必要なことから係る経費の一部を支援しておりますが、P16.17に関連事項を記載しております。

次に、「農地利用最適化推進員と共に将来の地域農業の核となる中心経営体の掘り起しと持続的な農業を進めるための方策など各々農家から意見をまとめるなどしてと記載されているが、どのような方法で意見をまとめられるのかお聞かせ願いたい。」の御意見については、人・農地プラン作成は、集落単位で課題解決に向けてアンケート調査を行った後、各々の農家の意見抽出、中心経営体の掘り起し等について、集落の話し合いの中で農業委員や推進委員と連携し進めている所です。

次に、「守り生かすべき農地と非農地化すべき農地の仕分けをしながら中心経営体への農地の集約化をより一層進めていくと書かれているが、具体的には農地パトロール等速やかに進めて行くという事ですか。」といった御意見については、農地パトロールの結果を踏まえ、また「実質化された人・農地プラン」作成の際、集落として守るべき農地を地図化し、集落農家の合意を得ることを想定しています。

次に、「鳥取市における主要な営農類型が経営体毎に記載されている、白ネギ鳥取市全域、花壇苗全域と書かれているが土壌適正とか地形や水利等を勘案しながら鳥取市をブロック等に分けて適地適作の営農類型を考える必要があるのではと思います。またこの営農類型では施設園芸（施設農業）が入っていないがなぜなのか。白ネギに於いては数年前から鳥

取市農業経営基盤強化としてJAいなばを担い手として60ヘクタールの生産面積を掲げられているが、一向に面積は達成できていません。達成が進まない問題点や課題は何なのですか。」といった御意見については、この営農類型は、認定農業者や集落営農組織などの担い手が経営している状況を参考のうえ目標とする営農モデルとして掲載しています。施設園芸についての類型は別記2で定めています。

次に、「モデル類型の詳細を見ると、資本装備に大きな資金が必要で有ります。導入時には補助率も高いと思います。例えば別記1の水稲大豆受託作業のモデルの資本投下額はいくらですか。収入はいくらですか。全て自己完結型では経営拡大等将来には厳しい環境になるだろうと思います。中西部においては果樹やトマト白ネギなどは共同選果場が有り、東部に於いてはラツキョウは共同選果であるから個人に於いても規模拡大等が図れていると思います。JAを巻き込んだ生産販売計画を充実する必要が有ります。」といった御意見については、記載の資本装備は、記載の経営規模を行う際に要する装備を、実例を参考に記載したものです。認定農業者には有利な補助制度や融資制度があり、それらの活用も含め各生産者が健全な経営を進めていただきたいと考えます。今後も、生産・販売等についてJAと協議をしてまいります。

次に、「担い手や営農法人が自分の地区以外で農地を集積して稲作経営をされています。作業の効率化等で大型機械を導入されます。昭和40年～50年代に基盤整備された農道等は重量強度や幅員は今の大型農機には対応が出来ません。農道の損傷やのり面の崩壊など問題が起きています。水路の劣化や損傷など満足な水田の確保が困難になっています。

これらの対策を講じなければ、担い手や企業法人が積極的に規模拡大や集積が困難と考えられます。」といった御意見ですが、基盤整備については、関連施策の推進部分に記載しています。参考意見として承ります。

次に、「1人当たり年間農業所得360万円、年間労働時間1,800時間を目指すとしているが、この金額は収入金額のことか、所得金額のことか、課税所得金額のことか判然としなない。仮に所得金額なら収入金額はいくらか。」の御質問ですが、ここに示す金額は農業所得であり、収入から経費を差し引いた金額となります。

次に、「モデル類型水稲、大豆、作業委託を想定した場合、この資本整備にいくら要し毎年減価償却資産の耐用年数に関する省令による償還すべき金額はいくら見込んでいるか。」の御質問ですが、本項は、効率的な作業に必要な機械の名称を参考までに記載しているものです。全ての農業機械を一括でそろえるには4~5千万円程度は必要と思われるのですが、経営規模と所得見込から試算すると減価償却費は150万円程度になると思われます。

次に、「新規就農者の年収は250万円としているが、高卒1~2年目の金額であり市職員であれば、40歳前後で700万円は十分あると思うと農業者には上から目線の作文と思われる農業者や集落での話は困難。更に農繁期には臨時雇用すればよいとしているがはたして人がいるのか。市に言えば対応してくれるのか。もう少し農村とりわけ中山間地の現状を把握して案を作成すべきである。農委自身、意見書の中で市全体の8割が中山間地域としていることからこの構想案がいかにかに現実離れしている作文か承知しているはず。」の御意見ですが、250万円とは、年収ではなく経費を差し引いた後の年間農業所得であり(月額20万円強)、生活費を勘案し月20万円の所得がなければ新規就農しても生活が成り立たないと試算していることから、年間農業所得を250万円としています。

いただいた御意見、御質問については以上になります。

議長

ありがとうございました。

次に「令和3年度農作業標準受委託料」について協議したいと思います。

事務局

お手元の「令和3年度農作業標準受委託料」の案について説明します。

2月2日に本庁舎6階の会議室で、「農作業標準受委託料検討会」を開催しました。

農業委員、農地利用最適化推進委員、計15名が参加し、JAアグリサービス所長、JA鳥取いなば営農指導センター長にもお越しいただいて協議しました。

検討の中では耕起の2回目の作業料、中山間地における作業料のあり方などの意見等がありました。金額面については例年どおり、また表示部分についての記載の修正についての御意見がありましたのでその御意見を反映させたものを御手元に配布しています。

議	長	何か御意見等がありますか。
		「なし」と呼ぶ者あり。
議	長	「令和3年度農作業標準受委託料」はこのように決定しました。 それでは「鳥取市農業委員会ブロック別研修会の実施」について、説明をお願いします。
事 務 局		農業委員会における研修会については、令和2年7月27日に鳥取市文化センターで全体研修会を開催しましたが、新型コロナウイルス感染症対策として全体研修会を見合わせていました。このたび人数を絞りブロック別で行うことで感染症対策を図り、研修会を計画しています。開催日などは御手元に配布のとおりとなります。開催日に都合がつかないなど欠席される方は事務局まで連絡下さい。 以上になります。
議	長	研修会については、皆さんの今後の活動の基本となりますので、1人の欠席者も無いよう参加してください。よろしくお願いします。
議	長	以上を持ちまして令和2年度 第11回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。
閉会 午後4時30分		